資料4

法人の合併について

合併について

1. 現状

- 社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意(定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決)を経た上で、所轄庁の認可を受けなければならない。(法第49条)
- 合併の認可件数は、平成23年度11件、平成24年度17件、平成25年度7件となっている。

2. 考え方

- 評議員会の議決機関化に伴い、社会福祉法人の合併については、一般財団法人・公益財団法人と同様に、評議員 会の議決(特別議決)を要することとすべきではないか。
- 所轄庁による合併の認可等必要な手続きは維持した上で、一般財団法人・公益財団法人を参考に、合併契約の作成、合併の類型に応じた評議員又は債権者に対する開示書類等に関する規定を整備すべきではないか。
- ■一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号) 抄

(評議員会の決議)

- 第百八十九条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一~五 (略)

六 第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の評議員会

3・4 (略)

(吸収合併契約の承認)

第二百四十七条 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(吸収合併契約の承認)

第二百五十一条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は<u>評議員会の決議</u>によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 2 (略)

(新設合併契約の承認)

第二百五十七条 新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。

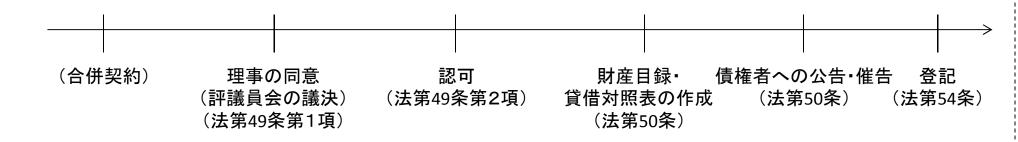
(参考)開示書類の比較

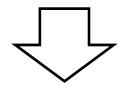
		開示書類
社会福祉法人		•財産目録•貸借対照表
一般財団法人。公益財団法人。	吸収合併消滅法人	(事前開示事項)
	吸収合併存続法人	(事前開示事項) ・合併契約の内容 ・消滅法人の計算書類 等
		(事後開示事項)・効力が生じた日・債権者保護手続の経過・承継した権利義務に関する事項等
	新設合併消滅法人	(事前開示事項) ・合併契約の内容 ・他の消滅法人の計算書類 等
	新設合併設立法人	(事後開示事項)・効力が生じた日・債権者保護手続の経過・承継した権利義務に関する事項等

(参考)見直しのイメージ

下線部分:見直し部分

■現行





■見直しのイメージ

